盛岡市田園環境整備マスタープラン

令和８年11月

岩　手　県　盛　岡　市

目　　次

ページ

はじめに ・・・

はじめに

１　マスタープラン策定の目的

今後の農業農村整備事業の実施にあたり、環境との調和を図るとともに効率的かつ効果的に事業を推進するため、農村地域の環境保全の目標や対策に関する基本計画として策定するものです。

２　マスタープランの対象地域

対象地域は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項）内とします。

３　マスタープランの内容

対象地域における自然環境及び社会環境に係る調査結果に基づき、①地域内の環境評価に関する事項 ②環境保全の基本方針に関する事項 ③地域の整備計画に関する事項 について整理します。

４　マスタープランの位置づけ

「盛岡市総合計画」を上位計画として、「盛岡市環境基本計画」、「盛岡農業振興地域整備計画」等の基本計画を踏まえ、環境と農業振興に関連する計画との整合を図ります。

なお、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（13農振第2512号農林水産事務次官通知）に基づき策定するもので、農業農村整備事業の実施にあたっては、事業を本マスタープランに位置づける必要があります。

第１　地域内の環境評価に関する事項

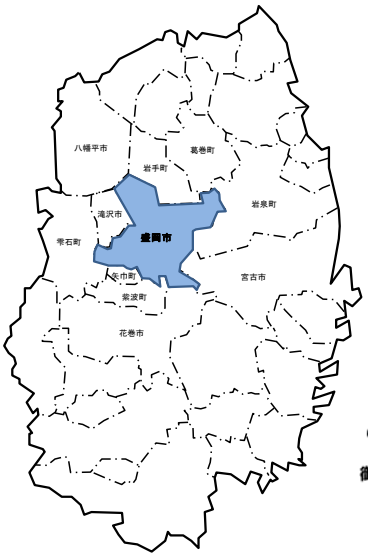
１　現況調査

(1) 地域概要（位置、地勢及び地域特性）

本市は、東は北上山系の稜線に沿って岩泉町及び宮古市に、西は雫石町及び滝沢市、北は八幡平市、岩手町及び葛巻町、南は花巻市、紫波町及び矢巾町の４市６町に囲まれた面積88,647haの地域です。

本市は、西の奥羽山脈、東の北上高地に挟まれた北上平野の盆地で、中央部を北上川が貫いて流れ、北部で松川が合流し、南部では東から中津川、簗川が、西から雫石川が合流し、これらの川に挟まれた扇状に市街地が形成されています。

本市は、人口約30万人を擁し、明治22年（1889年）に市政が敷かれて以来、長い歴史と伝統に育まれた県都であり、水と緑に囲まれた潤いのある街として、更に、北東北の政治、経済、文化、交通の中枢都市として発展しています。



「盛岡市の位置」



「盛岡市の概要図」



「盛岡市の鳥瞰写真」

(2) 自然環境調査

ア　気象

奥羽山脈と北上山地に挟まれた本市の気候は、冬は寒く、夏は比較的高温になりやすい典型的な内陸性の気候です。中心部の年平均気温は12.6℃、年最高気温35.2℃、年間降水量は1,468㎜です。

イ　地形

盛岡地域の地形は、西の奥羽山脈、東の北上山地に囲まれ、南が開けるという蔵風得水の地形的な特徴を有し、中央の平坦な河岸段丘・河岸低地に市街地が形成されています。

玉山地域の地形は、西部の平地地帯と東部の山間地帯及び高原地帯に大別されており、西部の平地地帯は北上川と松川沿いに発達した河岸段丘に水田地帯が形成されています。東部の山間地帯及び高原地帯は標高600～800ｍの高原地帯であり、その大半が国有林となっています。

ウ　地質

盛岡地域の北上川の北部及び西部には新期火山砕屑層が堆積した沖積層が分布し、東部の市街地一帯は大部分が見られます。中津川及び簗川の上流部の大部分は丘陵地であり、古生層及び秩父古生層から成っています。基岩は一般に粘板岩、硬砂岩、珪岩等から成っています。

玉山地域は大部分が秩父古生層から成っていますが、玉山地域の一部（川又、白沢）に洪積層が見られ、姫神山を中心とした一帯は主に花崗岩から成っています。また、北上川沿いの低地では沖積層が見られますが、その西方一帯は生出にかけて岩手山の噴火物による火山灰層と成っています。

エ　水環境

盛岡地域における河川は、北上川を主として、雫石川、中津川、簗川等の河川が支流として流れています。これらの河川には、四十四田ダム、御所ダム、綱取ダム、簗川ダムが建設されており、洪水調整、発電等に利用されています。また、雫石川には鹿妻穴堰頭首工があり、北上川右岸に広がる農地に用水を供給しているほか、北上川水系丹藤川に建設された岩洞ダムからは盛岡地域北部へ農業用水が供給されています。

玉山地域は北上川本流が西部中央を北から南に縦断し、玉山地域全域が北上川水系に属しています。玉山地域では岩洞ダムから農業用水の多くを灌水していますが、北上川支流の松川と数本の河川も農業用水を供給しており、重要な役割を担っています。

オ　植物

盛岡地域は、植生分布から見ると夏緑落葉広葉樹林帯に属し、垂直分布から見ると低山地帯、山地帯、亜高山帯及び高山帯があり、植生の変化に富んでいます。

また、山林の奥地には国有林を中心に今では貴重な存在となった自然林が残存し、その中には、ブナ、ヒノキアスナロ、アオモリトドマツ等の原生林も含まれています。

さらに盛岡地域には、サクラソウ、クリンソウ、サワギキョウ、ミツガシワ等1,000種以上もの多種多様な植物が生育しています。

玉山地域の植生分布は平地地帯と山間地帯及び高原地帯で大きく分かれ、平地地帯では水田雑草群落が多く分布しており、山間地帯及び高原地帯では、ブナ・ミズナラ群落、カラマツ、アカマツ植林が多く分布しています。

カ　動物

盛岡地域は、中津川や米内川等の中流部や山間部にツキノワグマ、ニホンザル、ヤマネ等が生息していますが、貴重な動物としては、国の天然記念物のニホンカモシカ、イヌワシ等が生息しています。

玉山地域では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型動物や、ウサギ、アナグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、テン等の中型動物、リス、ヤマネ、モグラ等の小動物が生息しています。

鳥類では、盛岡地域、玉山地域ともにキジ、ヤマドリ、クイナ、アオシギ、カッコウ、ホトトギス、カワセミ、アカゲラ、ヒバリ、ツバメ、カラス、スズメ等が生息しています。

キ　昆虫類

本市の水系や植生等の多様な自然環境を反映し、ジャコウアゲハ、ヒメギフチョウ等の2,000種余りのチョウ類や、ゲンジボタル、ヘイケボタル等の水生昆虫等が生息しています。

ク　魚類

盛岡地域の主要河川の支流の上流にはイワナ、米内川や雫石川の中流域にはヤマメが生息し、中津川にはサケが遡上します。近年、オオクチバス、タイリクバラタナゴ等の外来種が確認されています。

玉山地域の河川には、イワナ、ヤマメ、カジカが生息し、下流に下るとハヤ、タナゴ、ドジョウ、コイ、サワガニ等が生息しています。

市内の河川にはヤマメ、イワナ、サケの稚魚、また、岩洞湖ではヒメマス、ワカサギの稚魚の放流が行われています。

※オ、カ、キ、ク　出典「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画（生物多様性地域戦略）（令和３年３月）」ほか

ケ　景観

盛岡地域は、岩手山をはじめ、周辺の山々に三方を囲まれた盆地状の地形に位置しています。市街地は、街路樹等の緑や北上川、雫石川や中津川等の河川により、四季折々の自然が感じられ、城下町としての歴史と伝統に培われた都市環境を豊かなものにしています。一方、市街地周辺の平坦地や緩やかな傾斜地には、水田や果樹園等の田園風景が広がり、地域全体の景観に調和が見られます。

玉山地域は、北上川に沿って南北に平坦地が発達し、平坦地の東側は北上山地の山地状の地形が広がり、平坦地の西側は丘陵地状の地形となっています。平坦地からの岩手山や姫神山の眺望、広大な山林や岩洞湖といった自然、平坦地の市街地周辺に広がる農地等の農村は玉山地域の代表的な景観となっています。

(3) 社会環境調査

ア　地域指定

地域指定	範囲	根拠法令
農業振興地域		農業振興地域の整備に関する法律
振興山村地域	旧簗川村、旧玉山村（玉山地区、薮川地区）	山村振興法
特定農山村地域	旧簗川村、旧乙部村、旧玉山村	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
自然環境保全地域	区界高原	自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例
環境緑地保全地域	国道４号線及び 282 号線	
環境保護地区	盛岡地域（一部）	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例
県立自然公園	外山早坂高原	自然公園法 県立自然公園条例
鳥獣保護区	盛岡地域（一部）、玉山地域（一部）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
鳥獣保護区特別保護地区	小貝沢、岩洞湖	
市街化区域	盛岡地域（一部）、玉山地域（一部）	都市計画法
風致地区	高松地区、山王地区	
保安林	盛岡地域（一部）、玉山地域（一部）	森林法

イ　地域指標

(ｱ) 人口

令和７年の総人口は、278,636人と、令和２年の289,731人と比較して11,095人減少しており、今後も緩やかに減少するものと見込まれます。

農業従事者数も令和２年現在4,027人と、平成27年の4,544人と比較して517人減少しており、今後も減少傾向が続くものと見込まれます。

(ｲ) 産業

令和４年度の市内総生産は、1,161,656百万円となっています。

産業別では、第３次産業の占める割合が非常に高く、全体の約９割を占めている一方で、農業総生産の市内総生産に占める割合は、約0.9％と非常に低くなっています。

ウ　観光レクリエーション

市街地では盛岡城跡公園、上の橋擬宝珠等歴史的構造物、盛岡市動物公園、石川啄木記念館等の各種集客施設が多数立地しているほか、郊外には、盛岡手づくり村、総合交流ターミナル施設「ユートランド姫神」、姫神山や岩洞湖を中心とした外山早坂高原県立自然公園、隣接市町には小岩井農場、十和田八幡平国立公園など、多くの魅力豊かな観光資源があり、高速交通体系等の整備に伴い、県内外から多数の観光客が訪れています。

観光動態については、従来の見る観光から歴史や文化を訪ねる観光、グリーンツーリズム、スポーツツーリズム、アウトドアライフを楽しむ観光等、質の高い観光に対する欲求が高まってきており、観光志向に質的な変化が生じています。

エ　土地利用

本市の総面積 88,647ha のうち、農用地は約 10%となっており、盛岡地域西部の水田地帯と東西丘陵部に広がる樹園地、玉山地域西部の水田地帯に大別されます。これらは食料生産基盤であるほか、良好な自然環境を形成しています。景観や生態系の保全、保水機能、都市住民と農業とのふれあい等、農用地の持つ多面的機能の増進を図るため、計画的かつ合理的な土地利用を行うよう努めています。

令和７年３月 31 日現在

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	その他
面積（ha）	88,647	4,491	4,148	4,375	54	52,853	2,360	2,193	18,173
構成比（%）	100	5.1	4.7	4.9	0.1	59.6	2.7	2.5	20.5

資料：盛岡市統計書（令和６年版）

備考　面積は、小数点以下で四捨五入をしたため、内訳と合計が一致しない場合がある。

オ　関連事業

環境に関する関連事業としては公共下水道事業があり、盛岡市の公共下水道普及率は令和６年度末現在 90.2%(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽等を合算した汚水処理人口普及率は 97.0%)となっています。市街地では昭和 28 年に市の中央部にあたる菜園地区の整備に着手したのが始まりであり、その後流域関連公共下水道(都南処理区)としての整備を行っています。

農村地域では昭和 62 年度から太田地区で農業集落排水事業に着手したのが始まりであり、その後、乙部地区、太田第二地区、上飯岡地区、巻堀地区、下飯岡地区及び乙部第二地区が整備されています。

公共下水道及び農業集落排水事業の区域外については、合併処理浄化槽の設置補助事業を行っており、快適な生活環境づくりを推進しています。

カ　歴史・文化

本市の街づくりはおよそ 400 年前に遡り、盛岡城築城にはじまるとされ、盛岡城跡や町割に城下町の面影を残しています。また、現存する寺社仏閣や明治・大正期の建造物等が本市を特徴づける景観として親しまれています。

このほか、市内には縄文時代の遺跡をはじめ、志波城跡、安倍館といった遺構等の歴史遺産もあり、盛岡の歴史を伝える重要な要素となっています。

２　現状と課題の整理（環境評価）

現況調査を踏まえ、本市の環境に関する現状と課題について、次のとおり整理します。

(1) 自然環境

本市は、西の奥羽山脈、東の北上山地に囲まれた蔵風得水の地であり、岩手山等の周辺の山々、市内を流れる北上川等の自然に恵まれた特徴ある景観を有しており、また、市の中心部を流れる中津川には、毎年サケの遡上が見られるなど主要河川の水質は下水道等の整備により改善されてきました。一方、農村地域の一部農業用排水路には、宅内排水などが流入することによって水質の悪化が見受けられることから、農業集落排水事業未整備地区の整備、農業用用排水路の適正な維持管理が課題となっています。

動植物に関しては、天然記念物のニホンカモシカやイヌワシが生息し、ブナやアオモリトドマツ等の原生林も奥地に残っています。また、市域面積の約 60％を占める森林は、林産物を供給する経済的機能を有するばかりでなく、水源の涵養、国土や生活環境の保全等多様な公益的機能を有していることから、木材価格の低迷、林業従事者の減少等への対策を講じながら、森林の適正な利用と保全に努める必要があります。

(2) 社会環境

本市の人口は減少傾向にあります。産業別人口構成を見ると令和２年現在第三次産業が 81.0%と大部分を占め、第二次産業が 13.3%、第一次産業は 3.0%という構成となっています。農村部では宅地が形成され、転入者と土着者の混住化が見られるところもあることから、総合的で計画的な土地利用の推進、より良い地域コミュニティの推進を図ることが必要となっています。また、盛岡市内及び周辺には、多くの観光資源があり、高速交通体系の整備に伴い、県内外から観光客が訪れていますが、近年の「見る観光」から「体験する観光」へと志向の質的な変化に対応する必要があります。

(3) 生産環境

本市の耕地面積及び農業就業人口は年々減少傾向にあります。また、高齢化も進んでおり、農業後継者の育成や農地、農業用施設等の適正な維持管理が一層求められています。また、高度経済成長期に整備された農業用施設の老朽化が進んでおり、これらの整備、更新が必要となっています。後継者の育成や、地域の担い手による農地、農業用施設等の適正な維持管理を推進します。また、老朽化した農業用施設の整備、更新を推進する必要があります。

第２　環境保全の基本的な考え方

本市の農業農村地域の特性と課題を踏まえ、環境保全の基本的な考え方について、次のとおり整理します。

(1) 自然環境

農用地は食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であり、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることから、現況農用地は極力その保全と有効活用を図るとともに、生産性の向上等の見地から農用地の計画的な確保、整備を推進し、水辺、美しい景観や眺望、生物の多様性の確保、水質の悪化が見られる農業用用排水路の水質改善を目指します。

また、森林は木材生産等の経済的機能を持つとともに国土保全、水源の涵養等の公益機能を通じて市民生活に大きく寄与していることから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が発揮されるよう整備の推進を図ります。

(2) 社会環境

人口の増加、定住化を進めるために自然環境と都市機能の調和に配慮した土地利用の推進や各種施設の充実に努めるほか、地域コミュニティの充実のため、地域活動の推進に努めます。

観光については、本市の歴史、自然環境や地理的利便性を活用し、広域圏からの来訪者に配慮した広域観光の推進と観光・レクリエーションの質的変化への対応を図ります。

(3) 生産環境

農家数の減少や高齢化等の問題へ対応するため、農業後継者の育成や、地域の担い手による農地、農業用施設等の適正な維持管理を推進します。また、老朽化した農業用施設の整備、更新を推進します。

第３　地域の整備計画

１　関連上位計画

本マスタープランは、本市の環境特性を把握、評価し、今後行われる農業農村整備事業と環境との調和に関わる基本方針、対応策を検討したものです。

このため、上位計画である盛岡市総合計画及び盛岡市環境基本計画と整合を図ります。

(1) 盛岡市総合計画

盛岡市総合計画は、市のまちづくりの指針となる計画で、長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念及びその基本理念のもとに実現しようとする将来像並びにその将来像の実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示す基本構想と、将来像を実現するための取組を具体的に示す実施計画で構成しています。

目標年次	2034年
目指す将来像	「輝きが増し　活力に満ち　夢をかなえるまち盛岡」
基本目標	豊かな地域資源が活力を生み出すまちづくり
	人を育み未来を選べるまちづくり
	人がいきいきとつながり支え合うまちづくり
	安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
施　　策	農林業の振興
（抜粋）	災害に強い地域づくり
	地域コミュニティの維持・活性化
	都市基盤施設の維持・強化

(2) 盛岡市環境基本計画

盛岡市環境基本計画は、盛岡市総合計画を環境面において補完するとともに、環境保全及び創造についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境行政のマスタープランとして策定されています。

目標年次	2030年
スローガン	「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」
基本方針	各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり
	気候変動対策を推進しながら形成する、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり
	廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する社会の形成
	生物多様性を確保しながら、人と自然が共生できる社会の形成
	健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保

第４　農業農村整備事業における環境への対応方針に関する事項

１　環境保全対策のあり方

農業農村整備事業の計画概要作成にあたっては、農業団体、地域住民、地域団体、学識経験者等意見を求め、農業農村整備事業の取り組むべき環境への対応方策を検討します。

２　環境保全目標・基本方針の検討

農業農村整備事業による基盤整備は、本来、田園が持つ豊かな環境を壊すことなく、保全に資するものでなければなりません。そのためには、整備内容が環境保全を考慮したものとする必要があります。このことから、本市の農業農村地域の特性と課題を踏まえ、また、整備計画の方向性、環境保全への配慮を考慮し、本マスタープランにおける環境保全目標と基本方針について次のとおり掲げます。

(1) 環境保全目標

「盛岡市環境基本計画」において「生物多様性を確保しながら、人と自然が共生できる社会の形成」と謳っていることから、本マスタープランにおける環境保全目標を次のとおりとします。

人と自然に恵みをもたらす田園環境づくり

(2) 基本方針

環境保全目標が本市の「盛岡市農業振興地域整備計画」の目標である「魅力ある都市型農業の確立」の実現に結びつくよう、更には上位計画である「盛岡市総合計画」の将来像、基本目標の実現に結びつくよう、環境ごとの基本方針を次のとおり設定します。

豊かな自然環境と景観の保全

豊かな自然環境、景観の保全に配慮のもと、自然との共生を意識した農村景観づくり、農業基盤整備を促進します。

【具体的な実現手法】

ビオトープの保全、落下動物の脱出路設置等

都市部と農村部の調和

地域コミュニティの充実のため、交流活動、啓発活動等の地域活動を推進します。

農村環境を利用したレクリエーション資源、農村環境とふれあう場の整備を推進します。

土地利用については、各種土地利用計画に基づき、都市部と農村部の調和、公共の福祉と自然環境の保全を図りながら総合的かつ計画的に進めます。

【具体的な実現手法】

多面的機能支払制度の推進、中山間地域等直接支払制度の推進、グリーンツーリズムの推進、市民農園利用の推進、環境保全型ブロックを使用した護岸整備、農道法面の緑化、ビオトープの保全

農業生産機能・農業用施設の維持管理体制の強化

農家数の減少、高齢化に伴い、担い手、農業後継者の育成支援の推進を図ります。

農業用施設については施設整備促進による農業生産性の向上を図ります。

既存施設は有効活用や長寿命化を図り、行政、生産者、地域住民が一体となり、適切な維持管理活動に取り組める体制整備を図ります。

【具体的な実現手法】

地域計画の推進、多面的機能支払制度の推進、中山間地域等直接支払制度の推進、農地・農業用施設の整備促進、国営造成等施設の管理体制整備促進事業の推進、国営造成等施設の更新事業の推進等

第５　農業農村整備事業における整備計画

１　農業農村整備事業の整備計画

本市において現在実施している事業、及び今後予定している事業は次のとおりです。

番号	事業名	地区名	内容	予定工期
①	国営かんがい排水事業	岩手山麓	用水路整備	H26～R10
②	県営かんがい排水事業	削除		
③		鴨助堰・南川堰	用水路整備	R12～R18
④		高屋敷堰	用水路整備	R13～R17
⑤	農村地域防災減災事業	尾入野	用水路整備	R12
⑥	県営基幹水利施設事業	小岩井	用水路整備	R12～R15
⑦	県営農村災害対策整備事業	岩手山麓	用水路整備	H26～R9
⑧	県営基幹水利施設ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ事業	太田第一	用排水路整備	R3～R9
⑨	県営経営体育成基盤整備事業	寺林・二ツ森	ほ場整備	R16～R25
⑩		西見前	ほ場整備	R15～R20
⑪		削除		
⑫		長岡北部	ほ場整備	R12～R21
⑬	農地耕作条件改善事業	北ノ浦	農道整備	R8～R12
⑭		馬場状小屋	用水路整備	R8～R10
⑮	国営施設応急対策事業	盛岡南部	水路整備等	H30～R12
⑯	農業集落排水事業	太田第二	集落排水整備	R9
⑰	地方創生道整備推進事業	南中野	農道補修	R8～R10
⑱	団体営水利施設整備事業	松ノ木	揚水機取水工	R15～R16
⑲	土地改良施設維持管理適正化事業	北上川堰支線水	用水路整備整	R11
⑳		下田幹線用水路	水路整備等	R8
㉑		沼袋頭首工	巻上機交換	R9
㉒		芋田第一揚水機	ポンプ施設	R11
㉓		削除		
㉔	大区画化等加速化支援事業	中太田	区画拡大	R9
㉕		乙部（雷田）	区画拡大	R10
㉖		西見前１地割	区画拡大	R10
㉗		西見前（東側）	区画拡大	R9～R11
㉘		三本柳・東見前	区画拡大	R9～R11
㉙		手代森	区画拡大	R9～R11
㉚		下田	区画拡大	R9
㉛		川崎	区画拡大	R9
㉜		玉山１	区画拡大	R9
㉝		玉山２	区画拡大	R9
㉞		下田２	区画拡大	R9
㉟		下田３	区画拡大	R9～R11
㊱		下田４	区画拡大	R9
その他	岩手県基幹水利施設管理事業	鹿妻穴堰	維持管理	H13～
		岩手山麓	維持管理	H13～

２　環境配慮区域・環境創造区域の設定

環境保全目標・基本方針に基づき、環境に対する配慮の重要度に応じ、本マスタープランの対象地域を次のとおり区分します。

(1) 環境創造区域

農業農村整備の実施にあたり、自然と共生する環境を創造するための施設等を重点的に整備する区域であり、設定においては「盛岡市環境基本計画」、「国営岩手山麓地区環境配慮計画」と整合性を図るものとします。

(2) 環境配慮区域

環境創造区域以外の区域で工事を実施するにあたり、環境に与える影響の緩和を図る等環境に配慮する区域であり、本マスタープランでは農業振興地域全域とします。